

条例制定の背景、条例案の概要等について

(仮称) 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 条例制定の背景

国が令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」により、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方及びライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とし、令和8年度から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※）が実施されることとなりました。

そして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めなければならないとされました。

また、同条第2項の規定に基づき、令和7年1月14日に「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」（国の基準）が公布されました。

市町村は、国の基準を踏まえ、条例を制定するものです。

（※）「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」とは

0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所、幼稚園等を利用することができる制度です。

2 国の基準（内閣府令）の概要

項目	国の基準（要点）
趣旨	設備運営基準は、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、事業を利用している乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (第1条第2項関係)
事業者の一般原則	事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならない。(第5条第1項関係)
安全計画の策定等	事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。(第7条第1項関係)
事業所内部の規程	事業者は、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 1 事業の目的及び運営の方針 2 提供する乳児等通園支援の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 その他事業の運営に関する重要事項 (第16条第1項関係)
秘密保持等	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(第18条第1項関係)

事業の区分	<p>乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用品乳児等通園支援事業とする。</p> <p>「一般型乳児等通園支援事業」とは、乳児等通園支援事業であつて、余裕活用品乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。</p> <p>「余裕活用品乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数がその施設又は事業に係る利用定員に満たない場合であつて、当該利用定員から当該施設又は事業を利用する児童の数を除いた人数を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。(第20条関係)</p>
設備の基準	<p>一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。</p> <p>2 乳児室の面積は、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p> <p>3 ほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。外(第21条関係)</p>
職員	<p>一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援事業に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者を置かなければならない。</p> <p>従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(第22条関係)</p>

3 国の基準（内閣府令）の種類について

条例で定める基準は、各条文の内容によって次の2つに分類され、それぞれの基準で許容される範囲内で条例に定めることとされています。(第1条第1項関係)

基準	法的効果	異なるものを定める許容程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

4 条例制定に関する本市の考え

従うべき基準及び参酌すべき基準のいずれも、異なる基準とすべき特段の事情及び地域性が認められないことから、国の基準どおり定めます。

5 根拠法令

【児童福祉法】

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童

の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

(2) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

3 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。